

第二管区海上保安本部公示第 2 3 号

水路業務法（昭和 2 5 年法律第 1 0 2 号）第 8 条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和 5 年 8 月 2 1 日

第二管区海上保安本部長

山戸 義勝（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

第二管区海上保安本部

宮城県塩釜市貞山通 3-4-1

2 水路測量を実施する区域及び期間

イ 区 域 付図に示すとおり（飛島漁港、八戸港第 3 区）

ロ 期 間 令和 5 年 8 月 3 1 日から

令和 5 年 1 0 月 3 1 日までのうち 2 4 日間

3 水路測量の実施方法

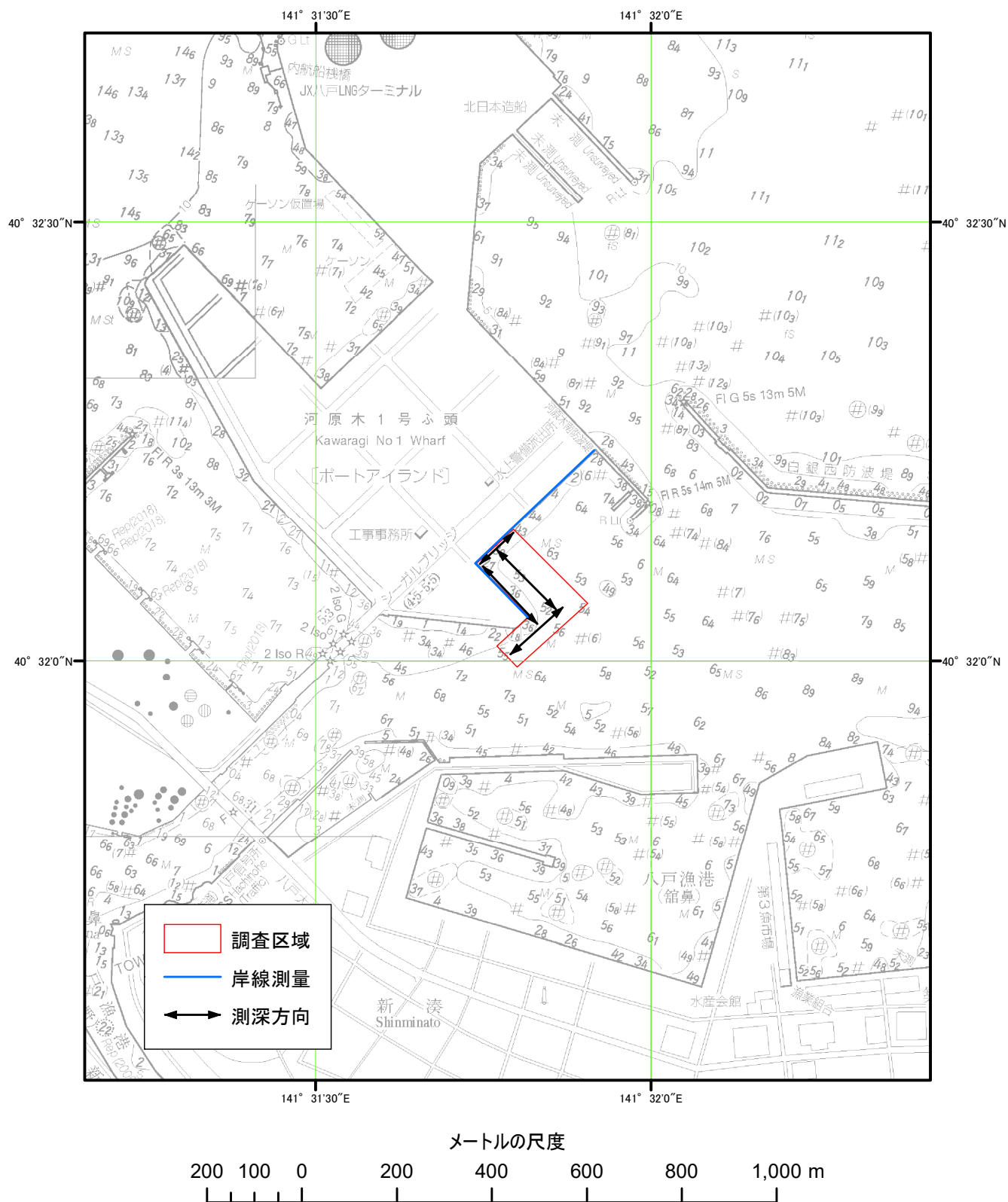
GNSS 測位機による測位及び音響測深機による測深

4 航行船舶に対する安全措置

イ 水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和 2 5 年運輸省令第 5 5 号）第 6 条に定める標識を掲載する。

ロ 二管区水路通報第 3 3 号（8 月 2 5 日発行）により周知する。

調査区域図（八戸港第3区）



調査区域図（飛島漁港）

